

## 奈井江町定住促進新築住宅助成金交付要領

平成 27 年 3 月 31 日規程第 7 号

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、定住促進対策として自己の居住の用に供するために町内に住宅を新築若しくは新築住宅を購入した者に対し、助成金を交付することにより、転入及び定住促進を図るため必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民として永住の意思をもって居住し、5 年以上継続して本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本町にあることをいう。
- (2) 新築住宅 新たに建てられた住宅で、人の居住に供したことの無いものをいう。ただし、建物表題登記の新築年月日から起算して 3 年を経過したものは除く。
- (3) 若年世帯 主に収入のある者が 35 歳以下の世帯。
- (4) 子育て世帯 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもを養育する夫婦又は親子の世帯。
- (5) 町外者 転入後（住民基本台帳の転入確定日）5 年以内の者。ただし、転入日前 1 年間において町内に住所を有していなかった者に限る。
- (6) 町内業者 町内に事業所、営業所を持つ法人及び町内で営業する個人事業者で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項の建設業者及び同法第 3 条第 1 項ただし書の軽微な建設工事のみを請け負うことを営業する者をいう。
- (7) 町外業者 町外に事業所、営業所を持つ法人及び町内で営業する個人事業者で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項の建設業者及び同法第 3 条第 1 項ただし書の軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいう。

### (助成金制度)

第 3 条 町長は、次の各号のいずれにも該当する定住を目的に町内に住宅を新築若しくは新築住宅を購入した者に対して、別に定める額の奈井江町定住促進新築住宅助成金（以下「新築住宅助成金」という。）を交付する。

- (1) 49.58 平方メートル以上（併用住宅の場合、居住部分の面積）の住宅建築を完成させ当該住宅に居住した者
- (2) 住宅の用途は、居住専用又は併用住宅であること
- (3) 2 世帯以上が入居する住宅の場合、入居する世帯数にかかわらず 1 世帯とみなす。

### (助成金の申請)

第 4 条 新築住宅助成金の交付を受けようとする者は、その旨を町長に申請しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該申請を行なった者に対し、新築住宅助成金を交付するものとする。

- (1) 第3条の各号に掲げる要件を満たさない場合
- (2) 申請に偽りその他の不正があった場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が新築住宅助成金を交付することが適当でないと認める場合

(助成金の返還)

第6条 町長は、新築住宅助成金の交付を受けた者（以下「助成金被交付者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金被交付者に対し、既に交付した当該新築住宅助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金被交付者が提出した書類に偽りその他の不正があったとき。
- (2) 助成金の交付決定日から起算して5年以内に、対象住宅から住民票を異動したとき、又は住宅の所有権移転若しくは賃貸等を行ったとき。
- (3) この要領の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 前項第1号に該当する者で、やむを得ない特別の事由がある場合は、当該新築住宅助成金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(報告等)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、助成金被交付者から報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、当該助成金被交付者は、町長に対し、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行なわなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(規程の失効)

2 この規程は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第4条の規程に基づき助成金の交付申請をした者については、この限りではない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第5号の改正規定は、令和2年4月1日以降に着工した新築住宅を購入した者に適用し、令和2年3月31日以前に着工した新築住宅を購入した者については、なお、

従前の例による。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。